

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について（案）

	現行	対応（案）
税率引上げ関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 税率引上げ時期：平成29年4月1日（税制抜本改革法で規定） ② 請負契約等に係る経過措置の指定日：平成28年10月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日 ② 平成28年10月1日 ⇒ 平成31年4月1日
軽減税率関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 軽減税率導入時期：平成29年4月1日 ② 適格請求書等保存方式の導入時期：平成33年4月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ○ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：4年（平成29年4月～平成33年3月末） ○ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：1年（平成29年4月～平成30年3月末）※ 簡易課税の事後選択を含む ○ 大規模事業者にも同様の特例を1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日 ② 平成33年4月1日 ⇒ 平成35年10月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：4年（平成31年10月～平成35年9月末） ⇒ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：1年（平成31年10月～平成32年9月末）※ 簡易課税の事後選択を含む ⇒ 大規模事業者には措置しないこととする
軽減税率財源確保関係	○ 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保（附則170条1号）	○ 平成28年度末までに ⇒ 平成30年度末までに
転嫁対策	○ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限（内閣府設置法の所管事務の特例含む）：平成30年9月30日	○ 平成30年9月30日 ⇒ 平成33年3月31日
住宅ローン減税	○ 住宅ローン減税（10年間合計で最大500万円の税額控除）等の適用期限：平成31年6月30日	○ 平成31年6月30日 ⇒ 平成33年12月31日
住宅取得資金贈与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親、祖父母等から住宅購入資金の贈与を受けた場合、現行では最大1,200万円非課税。（平成31年6月末まで段階的に縮小） ○ 更に、反動減対策として、平成28年10月以降、新税率（10%）が適用される住宅については、非課税枠を上乗せし、3,000万円まで拡大。（平成31年6月末まで段階的に縮小） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「非課税枠」の適用期限：平成31年6月30日 ⇒ 平成33年12月31日（現行1,200万円の非課税枠を2年半延長し、段階的に縮小させる期間も2年半延期） ○ 「上乗せ非課税枠」の適用期間：平成28年10月1日～平成31年6月末 ⇒ 平成31年4月1日～平成33年12月31日
車体課税の見直し	○ 平成29年4月より、自動車取得税（地方税）の廃止と環境性能割（地方税）の導入	○ 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日
地方法人課税の偏在是正	○ 平成29年4月より、法人住民税法人税割の税率引下げ、地方法人税の税率引上げ、地方法人特別税・譲与税の廃止等	○ 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日